

広報こまつ「しみんの広場」掲載ガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、小松市（以下、「市」という。）が発行する「広報こまつ」における「お知らせ」欄内の「しみんの広場」の取り扱いに関し、適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市内の各種団体・サークル等（以下、「市内団体」という。）の活動支援を目的に、イベント案内等の活動記事を「しみんの広場」に掲載する。

(市内団体の基準)

第3条 掲載できる市内団体の基準は次のとおりとする。

- (1) 現在、活動を行っている団体・サークル等であること。
- (2) 主な活動・開催場所が市内であること。
- (3) 会員の半数以上が市民であり、問い合わせ先が市内にあること。
- (4) 市から会員名簿や活動状況（予算・決算の状況や計画書等）に関する書類等の提出について請求があった場合、それに応じられること。
- (5) その他、市において適当でないと判断した場合は掲載しない。

(掲載内容の基準)

第4条 掲載内容の基準は次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項は掲載しない。
 - ① 営利目的の宣伝、広告活動を目的としたもの
 - ② 宗教的活動を目的としたもの
 - ③ 政治的活動を目的としたもの
 - ④ 個人宣伝を目的としたもの
 - ⑤ 掲載意図及び内容が不明確なもの
 - ⑥ その他、行政広報の公共性、公益性を損なう恐れがあり、不相当と思われるもの
- (2) 原則、全市域を対象とするものに限る（一部地域の市民や特定の会員を対象とした事項は掲載しない）。
- (3) 参加費用が伴う掲載の場合、実費相当額の範囲内であること。

(掲載の留意点)

第5条 掲載原稿の取り扱いは次のとおりとする。

- (1) 原稿内容はタイトルで全角 16 文字×1 行以内、内容で全角 18 文字×5 行以内とする
(ただし、数字・記号は半角扱いとする)。
- (2) 原稿内容は、イベント名、日時、場所、内容、対象者、費用、問い合わせ先を基本に、最低限必要な情報で簡素にまとめるものとする。
- (3) 問い合わせ先の担当者名、電話番号（市外局番は省略可）は必須とする。
- (4) 申込多数の場合、次に掲げる事項を優先して掲載する。
 - ① 前月掲載から経過した月数が多い市内団体からの申し込みを優先する
 - ② 期日（開催日、申し込み締切日など）が近いものを優先する
 - ③ 市内を会場に実施するものを優先する
 - ④ 市民に有益かつ社会に貢献する情報を優先する
- (5) 原稿の一部を割愛する必要がある場合、市の判断で内容の編集を行うことができる。
- (6) 原稿内容が事実と異なっていることが判明した場合、市は次回以降の掲載を断ることができる。

(了解事項)

第 6 条 掲載を依頼する市内団体は、次の事項を了解するものとする。

- (1) 掲載原稿についての責任は、掲載する各市内団体にある。
- (2) 参加者や申込者とのトラブルは、当該市内団体が自主的に解決するものとする。
なお、掲載後に苦情があった場合、市は今後の掲載を見合わせる場合がある。
- (3) 受付後でも掲載基準に反する団体であることが判明した場合、掲載を見合わせる
ことがある。
- (4) 掲載の可否、掲載号、表現方法等は市に一任する。

附 則

このガイドラインは、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。